

# 福岡県公報

平成29年2月7日  
第3865号

## 目次

### 告示(第84号-第89号)

- 生活保護法に基づく介護機関の指定 (保護・援護課) …………… 1
- 生活保護法に基づく指定介護機関の名称及び所在地の変更 (保護・援護課) …………… 1
- 生活保護法に基づく指定介護機関の廃止 (保護・援護課) …………… 2
- 保安林予定森林に関する農林水産大臣からの通知 (農山漁村振興課) …………… 2
- 保安林の所在場所等 (農山漁村振興課) …………… 3
- 保安林の所在場所等 (農山漁村振興課) …………… 3
- 総合特別区域法に基づく指定法人の法人の名称の変更 (商工政策課) …………… 4
- 都市計画の図書の写しの縦覧 (都市計画課) …………… 4
- 特定非営利活動法人設立の認証申請 (社会活動推進課) …………… 4
- 特定非営利活動法人の定款変更の認証申請 (社会活動推進課) …………… 4
- 特定非営利活動法人の定款変更の認証申請 (社会活動推進課) …………… 5
- 特定非営利活動法人の定款変更の認証申請 (社会活動推進課) …………… 5
- 開発行為に関する工事の完了 (都市計画課) …………… 5

### 公安委員会

- 警備業法第23条に規定する検定の実施 (警察本部生活保安課) …………… 6

### 海区漁業調整委員会

- 小型定置網漁業の操業保護区域 (漁業管理課) …………… 7

### 雑報

- 審議会の答申に係る福岡県意見書提出制度要綱の規定に基づく意見の募集の結果

(環境保全課) …………… 8

## 告示

### 福岡県告示第84号

生活保護法(昭和25年法律第144号)第54条の2第1項(中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律(平成6年法律第30号。以下「法」という。))第14条第4項においてその例によるものとされた場合を含む。)の規定に基づき、介護機関の指定をしたので、生活保護法第55条の3(法第14条第4項においてその例によるものとされた場合を含む。)の規定により次のように告示する。

平成29年2月7日

福岡県知事 小川 洋

指定番号	名 称	所 在 地	指定年月日	サービス項目
粕介379	博多の森内科クリニック	糟屋郡志免町別府西三丁目13-7	H 28・1・1	居管・予居管
福津介58	医療法人松岡内科医院	福津市宮司六丁目4番1	H 28・12・1	居管・予居管
行介歯79	医療法人宝歯会 行橋スマイル歯科小児科歯科医院	行橋市西宮市三丁目8番1号	H 28・9・1	居管・予居管
粕介薬157	株式会社大賀薬局 新宮調剤店	糟屋郡新宮町夜白六丁目8-12	H 28・12・1	居管・予居管
糸島地介薬54	ハート薬局 高田店	糸島市高田一丁目9-1	H 28・5・1	居管・予居管

### 福岡県告示第85号

生活保護法(昭和25年法律第144号)第54条の2第4項において準用する同法第50条の2(中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律(平成6年法律第30号。以下「法」という。))第14条第4項においてその例によるものとされた場合を含む。)の規定に基づき、指定介護機関から名称及び所在地の変更の届出があったので、生活保護法第55条の3(法第14条第4項においてその例によるものとされた場合を含む。)の規定により次のように告示する

平成29年2月7日

福岡県知事 小川 洋

1 名称の変更

指定番号	旧名称	新名称	所在地	変更年月日
南筑後居15	コスモピア大木	ケアホーム和楽園	三潞郡大木町大字絵下古賀284-1	H28・6・1

2 所在地の変更

指定番号	名称	旧所在地	新所在地	変更年月日
像居113	アップルハート訪問看護ステーション宗像	宗像市赤間駅前一丁目9-16 ビスマラービル301号	宗像市栄町1-12	H28・11・13
大支45	ニチイケアセンターちくご	筑後市大字羽犬塚458-1	筑後市大字山ノ井264-6	H27・2・20
直支32	アップルハート筑豊ケアプランセンター	直方市大字上頓野2123-1 有田ビル1F	直方市津田町4-15	H27・9・1
筑居8	ニチイケアセンターちくご	筑後市大字羽犬塚458-1	筑後市大字山ノ井264-6	H27・2・20
像居46	アップルハート宗像・遠賀ケアセンター	宗像市須恵三丁目5-8	宗像市栄町1-12	H28・11・13
像居47	アップルハート宗像訪問入浴センター	宗像市須恵三丁目5-8	宗像市栄町1-12	H28・11・13
像支50	アップルハート宗像ケアプランセンター	宗像市赤間駅前一丁目9-16 ビスマラービル301	宗像市栄町1-12	H28・11・13
糸島地居101	しらゆり	糸島市志摩師吉490番地20	糸島市志摩師吉98-9	H28・12・1

福岡県告示第86号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第4項において準用する同法第50条の2（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号。以下「法」という。）第14条第4項においてその例によるものとされた場合を含む。）の規定に基づき、指定介護機関から廃止の届出があったので、生活保護法第55条の3（法第14条第4項においてその例によるものとされた場合を含む。）の規定により次のように告示する。

平成29年2月7日

福岡県知事 小川 洋

廃止

指定番号	名称	所在地	廃止年月日
福津居53	松岡内科医院	福津市宮司六丁目4-1	H28・11・30
宰居69	如月クリニック	太宰府市国分一丁目13-11	H28・11・30
田地介129	中岡内科クリニック	田川郡川崎町大字川崎459	H28・11・30
八女居94	やめの杜Ⅱデイサービスセンター	八女市本1154-10	H28・11・30
春居104	デイサービス いこいルーム	春日市大字小倉七丁目31	H28・12・29
田川居140	グループホーム元気の里	田川郡糸田町下糸田2496-1	H28・8・31

福岡県告示第87号

農林水産大臣から、次のように保安林を指定しようとする旨の通知を受けたので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示する。

平成29年2月7日

福岡県知事 小川 洋

1 保安林子定森林の所在場所

朝倉市杷木大山字山ノ神464の1、466、470、471、475の1、477、478、479の1、479の2、480、491、492、493の1、570から572まで

- 2 指定の目的  
土砂の流出の防備
- 3 指定施業要件
- (1) 立木の伐採の方法
- ア 主伐に係る伐採種は、定めない。
- イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
- ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
- (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種
- 次のとおりとする。
- (「次のとおり」は、省略し、その関係書類を福岡県農林水産部農山漁村振興課及び朝倉市役所に備え置いて縦覧に供する。)

**福岡県告示第88号**

森林法（昭和26年法律第249号）第25条の2第1項の規定に基づき、保安林の指定をするので、森林法第33条第6項において準用する同条第1項の規定により次のように告示する。

平成29年2月7日

福岡県知事 小川 洋

- 1 保安林の所在場所  
糟屋郡須恵町大字佐谷字観音谷625の1
- 2 指定の目的  
土砂の流出の防備
- 3 指定施業要件
- (1) 立木の伐採の方法
- ア 次の森林については、主伐は、択伐による。  
字観音谷625の1（次の図に示す部分に限る。）
- イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を、定めない。
- ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る

市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

- (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種
- 次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を福岡県農林水産部農山漁村振興課及び須恵町役場に備え置いて縦覧に供する。)

**福岡県告示第89号**

森林法（昭和26年法律第249号）第25条の2第1項の規定に基づき、保安林の指定をするので、森林法第33条第6項において準用する同条第1項の規定により次のように告示する。

平成29年2月7日

福岡県知事 小川 洋

- 1 保安林の所在場所  
京都郡みやこ町犀川下伊良原字榎谷869、犀川横瀬字荒谷456の1から456の3まで、字丸尾1152
- 2 指定の目的  
水源の涵養
- 3 指定施業要件
- (1) 立木の伐採の方法
- ア 主伐に係る伐採種は、定めない。
- イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
- ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
- (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種
- 次のとおりとする。
- (「次のとおり」は、省略し、その関係書類を福岡県農林水産部農山漁村振興課及びみやこ町役場に備え置いて縦覧に供する。)

**公 告****公告**

総合特別区域法施行規則（平成23年内閣府令第39号）第17条第7項の規定に基づき、指定法人から法人の名称の変更の届出があったので、同条第10項の規定により次のように公示する。

平成29年2月7日

福岡県知事 小 川 洋

## 法人の名称の変更

変更前の法人の名称	変更後の法人の名称	主たる事務所の所在地	指定年月日	変更年月日
小竹化成株式会社	九州小島株式会社	鞍手郡小竹町大字勝野字千俗1479番地1	平成28年6月1日	平成28年8月1日

**公告**

都市計画法（昭和43年法律第100号）第20条第1項の規定により粕屋町から送付のあった次の都市計画の図書の写しを福岡県建築都市部都市計画課において公衆の縦覧に供する。

平成29年2月7日

福岡県知事 小 川 洋

福岡広域都市計画地区計画の決定（平成29年1月24日粕屋町告示第121号）

**公告**

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第25条第4項の規定に基づき、特定非営利活動法人の定款変更の認証申請があったので、同条第5項において準用する同法第10条第2項の規定により次のとおり公告する。

平成29年2月7日

福岡県知事 小 川 洋

1 申請のあった年月日

平成29年1月8日

2 申請に係る特定非営利活動法人

(1) 名称

特定非営利活動法人ちくほう結

(2) 代表者の氏名

鶴我 ヤチ代

(3) 主たる事務所の所在地

田川市大字楠2156番地1

(4) 定款に記載された目的

この法人は、非営利・協同の理念に基く地域社会の担い手として高齢者や障がい者の切実な介護サービスのニーズに応えると共に、生活支援事業（たすけ合い事業）、相談活動等の枠外事業の拡充に取組み、住み慣れた地域で誰もが安心して暮らせる総合的な公的介護保障の充実、平和な地域社会の発展に貢献する事を目的とする。

**公告**

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第10条第1項の規定に基づき、特定非営利活動法人設立の認証申請があったので、同条第2項の規定により次のとおり公告する。

平成29年2月7日

福岡県知事 小 川 洋

1 申請のあった年月日

平成29年1月16日

2 申請に係る特定非営利活動法人

(1) 名称

特定非営利活動法人中間市観光まちづくり協議会

(2) 代表者の氏名

藤崎 幹彦

(3) 主たる事務所の所在地

中間市大字垣生660番地1

(4) 定款に記載された目的

この法人は、広く一般市民に対して、中間市の自然、文化、産業等を活用した観光に関する事業を行い、人々の交流を促進することで地域の活性化、まちづくりに寄与することを目的とする。

### 公告

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第25条第4項の規定に基づき、特定非営利活動法人の定款変更の認証申請があったので、同条第5項において準用する同法第10条第2項の規定により次のとおり公告する。

平成29年2月7日

福岡県知事 小川 洋

1 申請のあった年月日

平成28年12月26日

2 申請に係る特定非営利活動法人

(1) 名称

特定非営利活動法人松本介護サービス

(2) 代表者の氏名

松本 秀俊

(3) 主たる事務所の所在地

久留米市西町686番地9

(4) 定款に記載された目的

(旧) この法人は、介護が必要な高齢者、障害者、病弱者等に対して一般乗用旅客自動車運送事業や、介護保険法に基づく訪問介護事業・介護予防訪問介護事業・居宅介護支援事業・介護予防支援事業や、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく障害福祉サービス事業・移動支援事業の受託、以上の事業に関する啓発・講習等の開催事業を行い、公共の介護や福祉等の増進に寄与することを目的とする。

(新) この法人は、介護が必要な高齢者、障害者、病弱者等に対して一般乗用旅客

自動車運送事業や、介護保険法に基づく事業（訪問介護、介護予防訪問介護、介護予防・日常生活支援総合、居宅介護支援、介護予防支援）、及び障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく障害福祉サービス事業・移動支援事業の受託、以上の事業に関する啓発・講習等の開催事業を行い、公共の介護や福祉等の増進に寄与することを目的とする。

### 公告

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第25条第4項の規定に基づき、特定非営利活動法人の定款変更の認証申請があったので、同条第5項において準用する同法第10条第2項の規定により次のとおり公告する。

平成29年2月7日

福岡県知事 小川 洋

1 申請のあった年月日

平成28年12月16日

2 申請に係る特定非営利活動法人

(1) 名称

特定非営利活動法人ごろりんハウスの会

(2) 代表者の氏名

中山 善人

(3) 主たる事務所の所在地

久留米市御井旗崎一丁目11-64

(4) 定款に記載された目的

この法人は、障害者に対して、地域活動支援センター事業等を行うと共に、講演会、学習会、各種催し等の障害者の総合支援に関する事業を行い、障害者をはじめとして全ての人の福祉及び人権の擁護、確立に寄与することを目的とする。

### 公告

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により公告する。

平成29年2月7日

福岡県知事 小川 洋

1 開発区域に含まれる地域の名称

糸島市前原西三丁目1110番2の一部並びに前原西四丁目1122番1から1122番9まで、1123番1及び1123番4から1123番18まで並びに前原西五丁目1121番1から1121番11まで並びにこれらの区域内の道路・水路である市有地の一部

2 開発許可を受けた者の所在地、名称及び代表者氏名

福岡市早良区東入部三丁目3番7-101号

有限会社ヒロ・プランニング

代表取締役 松下 文代

公安委員会

福岡県公安委員会告示第19号

警備業法（昭和47年法律第117号）第23条に規定する検定を次のとおり実施するので、警備員等の検定等に関する規則（平成17年国家公安委員会規則第20号。以下「検定規則」という。）第7条の規定により公示する。

平成29年2月7日

福岡県公安委員会

1 検定の種別

交通誘導警備業務2級

2 検定の実施日、時間及び場所

実施日	実施時間	実施場所
平成29年5月9日（火）	午前9時00分から午後6時00分までの間	北九州市門司区小森江三丁目9番1号 福岡県警察警備員教育センター
平成29年5月10日（水）		

※ 上記表の実施時間中、午前9時00分から午前9時30分までの間を受付時間とし、午前9時30分から筆記試験を開始する。

また、全ての試験が終了した時点をもって、検定終了時刻とする。

3 受検定員

各検定15名

4 受検資格

福岡県内に住所を有する者又は福岡県内の営業所に属する警備員

5 検定の方法

検定は、学科試験及び実技試験により行う。

なお、学科試験（5枝択一式20問）の後、実技試験を行うが、学科試験において不合格（90パーセント以上の成績に満たない場合）となった者については実技試験を行わない。

6 学科試験及び実技試験

(1) 学科試験

ア 警備業務に関する基本的な事項

イ 法令に関すること。

ウ 車両等の誘導に関すること。

エ 工事現場その他人又は車両の通行に危険のある場所における負傷等の事故が発生した場合における応急の措置に関すること。

(2) 実技試験

ア 車両等の誘導に関すること。

イ 工事現場その他人又は車両の通行に危険のある場所における負傷等の事故が発生した場合における応急の措置に関すること。

7 検定申請手続等

(1) 事前（電話）受付期間

平成29年4月10日（月）から同年4月12日（水）までの午前9時00分から午後5時00分までの間（正午から午後1時00分までの間を除く。）

(2) 受検申請手続期間

事前（電話）申込日又はその翌日の午前9時00分から午後5時00分までの間（正午から午後1時00分までの間を除く。）

(3) 受検申請手続場所

ア 住所地を管轄する警察署

イ 営業所を管轄する警察署

(4) 必要書類

## ア 必須書類

(ア) 検定申請書（検定規則別記様式第1号）1通

(イ) 写真2枚（申請前6月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景の縦の長さ3センチメートル、横の長さ2.4センチメートルの写真で、その裏面に氏名及び撮影年月日を記入したもの）

## イ 必要に応じて添付すべき書類

(ア) 住所地を管轄する警察署に申請する場合

住所地を疎明する書面（住民票の写しのコピー、運転免許証のコピー等）

(イ) 営業所を管轄する警察署に申請する場合

営業所に属していることを疎明する書面（営業所所属証明書等）

## (5) 検定手数料

14,000円

※ 検定手数料については、福岡県領収証紙により納付すること。

また、検定手数料は、申請受付後に申請を取り消した場合又は受検しなかった場合についても返還しない。

## (6) 申請方法

ア 受検を希望する者は、原則として受検希望者本人が、まず前記7(1)の事前（電話）受付期間内に、必ず福岡県警察警備員教育センターの受付専用電話（093（381）2627）に電話して事前申込み（1電話につき1名）を行い、事前受付番号を取得すること。ただし、先着順で事前受付を行い、受付期間中であっても、定員に達したときは受付を締め切ることとする。

※ 受付専用電話以外での事前受付は、一切行わない。

イ 事前（電話）申込みを行い事前受付番号を取得した者は、前記7(2)のとおり、事前申込みを行った当日又はその翌日の午前9時00分から午後5時00分までの間（正午から午後1時00分までの間を除く。）に、前記7(3)のとおり、住所地又は営業所の所在地を管轄する警察署に事前受付番号を申告するとともに、前記7(4)に掲げる必要書類に検定手数料を添えて受検申請し、受検票の交付を受けること。

※ 書類持参以外の方法による申込み（郵送等）は、一切受け付けない。

ウ 事前受付番号を取得した場合であっても、前記7(2)の受検申請手続期間（2日間）内に受検申請手続を行わなかった者の事前受付番号及び事前申込みは、無効とする。

エ 受検申請手続は、原則として受検者本人が行うこと。ただし、やむを得ない事情等により代理人が行う場合は、受検者本人の委任状（本人が署名したものに限り。）を持参すること。

## 8 成績証明書の交付

学科試験及び実技試験ともに合格（90パーセント以上の成績を合格とする。）した者に対し、即日、成績証明書を交付する。

## 9 その他

(1) 検定当日は、受検票、筆記用具、警笛及び動きやすい服装（靴）を必ず持参すること。

(2) 検定に関する問合せは、福岡県の休日を定める条例（平成元年福岡県条例第23号）第1条第1項に規定する県の休日を除く毎日、午前9時00分から午後5時45分までの間（正午から午後1時00分までの間を除く。）、福岡県警察本部生活保安課警備係（電話092（641）4141内線3173、3174）又は福岡県警察警備員教育センター（電話093（381）2627）に対して行うこと。

(3) 検定申請書（検定規則別記様式第1号）については、各警察署の生活安全課又は生活安全刑事課において受け取ることができる（同申請書には押印が必要）。

・ 福岡県領収証紙の売りさばき人情情報については、福岡県のホームページ（URL：<http://www.pref.fukuoka.lg.jp/f04/kkaikei.html>）で確認することができる。

## 海区漁業調整委員会

### 筑前海区漁業調整委員会指示第179号

漁業法（昭和24年法律第267号）第67条第1項の規定に基づき、筑前海区における小型定置網漁業の操業を保護するため、次のとおり指示する。ただし、試験研究機関等が調査研究のために水産動植物を採捕する場合は、この限りではない。

平成29年2月7日

筑前海区漁業調整委員会会長 本田 清一郎

1 指示の適用海域

筑前海区海域

2 指示の内容

次の(1)及び(2)で示した小型定置網漁業の操業保護区域においては、当該小型定置網漁業によるものを除き、水産動植物を採捕してはならない。

(1) 落網（登網を持つ小型定置網）

垣網（道網）の前面500メートル及び後面100メートル並びにその他の網部分の周辺100メートル。ただし、姫島漁港東防波堤から北東800メートルの海面に設置される落網（姫島地先）については、垣網（道網）の前面500メートル及び後面300メートル並びにその他の網部分の周辺300メートル。

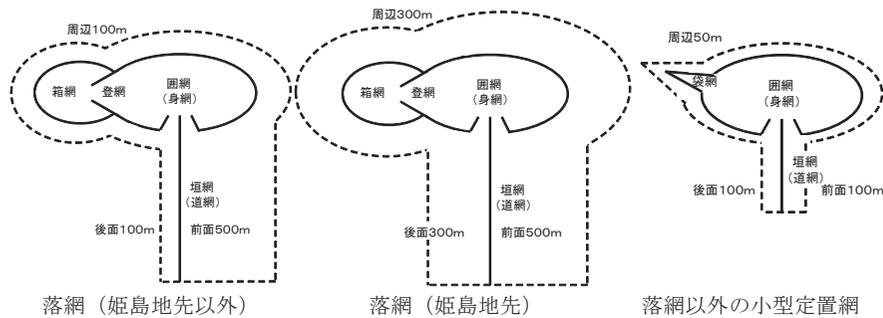
(2) 落網以外の小型定置網

垣網（道網）の前面100メートル及び後面100メートル並びにその他の網部分の周辺50メートル。

3 指示期間

平成29年4月1日から平成34年3月31日まで

小型定置網漁業の操業保護区域（参考）



雑報

福岡県環境審議会公告

福岡県地球温暖化対策実行計画に係る答申案に関する意見募集の結果及び知事への答申要旨について、審議会の答申に係る福岡県意見書提出制度要綱（平成12年2月29日11行

改推第92号）第8条第1項の規定により、次のとおり公表します。

平成29年2月7日

福岡県環境審議会会長 浅野 直人

1 意見募集の結果

福岡県地球温暖化対策実行計画（答申案）

提出された意見の総数 3件

第6章「福岡県における地球温暖化対策」 1件

第7章「計画の推進体制・進行管理」 2件

2 答申の要旨

福岡県地球温暖化対策実行計画（答申）

第1章 計画策定の背景

- 1. 地球温暖化の現状
- 2. 国内外の動向
- 3. 現行計画の点検・評価

第2章 計画の基本的事項

- 1. 計画策定の趣旨等
- 2. 対象とする温室効果ガス
- 3. 計画の期間
- 4. 基準年度
- 5. 数値目標の年度

第3章 福岡県の地域特性

- 1. 自然的条件
- 2. 社会的条件

第4章 温室効果ガス排出量の現況推計・将来推計

- 1. 現況推計
- 2. 将来推計

第5章 温室効果ガス排出削減目標

- 1. 目標設定の基本的な考え方
- 2. 温室効果ガス排出量の削減目標

3. 主体別の排出削減目標と期待される取組

4. エネルギー消費量削減の目安

第6章 福岡県における地球温暖化対策

1. 温室効果ガスの排出削減と吸収源対策

2. 地域特性を踏まえた対策の方向性

3. 気候変動の影響への適応

第7章 計画の推進体制・進行管理

1. 計画の推進体制

2. 計画の進行管理

※ 提出された意見要旨及び知事への答申の詳細につきましては、福岡県ホームページ (<http://www.pref.fukuoka.lg.jp>) をご覧ください。